五、株式会社パルン本社に対する件

昭和四十三年(排)第七十号

排除命令

東京都中央区京橋三丁目十一番地

株式会社パルン本社

右代表者　代表取締役　窪園秀志

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、株式会社パルン本社は、今後、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和三十七年公正取引委員会告示第五号)第一項の規定に違反して、景品類を提供してはならない。

二、同社は、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

三、同社は、「第一回パルン愛飲者協力配当金」と称して行なつた懸賞による景品類の提供は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反したものである旨およびこの

ような行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

四、同社は、前項の規定に基づいて公示を行なつたときは、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

株式会社パルン本社は、肩書地に主たる事務所を置き、乳酸菌飲料の販売業を営む事業者である。

同社は、一般消費者を対象に、同社の販売する乳酸菌飲料「パルン」について、昭和四十三年六月から三カ月以上続けて購入する予約をした者であつて、同年六月一日から二十日以上続けて購入し、かつ、同年七月分の月極め料金五百円を同年六月末日までに前納した者に対し、「第一回パルン愛飲者協力配当金」と表示した抽せん券を与え、抽せんにより特賞六カ月満期の額面百万円の定期預金証書を一名、一等現金一万円を二名、二等現金五千円を四名その他の景品類を提供する旨を同社営業所従業員を通じて申し出で、この企画を実施した。

しかして、同社は、同年七月十五日に抽せんを行ない、前記景品類を提供した。

しかるに、当該懸賞に係る最低の取引の価額は、「パルン」三カ月分の月極め料金の千五百円であることにより、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、一万円であつて、同社が提供した景品類中特賞六カ月満期の額面百万円の定期預金証書は、この制限をこえるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、株式会社パルン本社の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反する。

昭和四十三年十一月十三日

公正取引委員会

委員長　山田精一
委員　菊池淳一
委員　梅田孝久
委員　亀岡康夫
委員　有賀美智子